

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

平成30年02月05日

計画の名称	三重県における狭あい道路整備の促進のための計画												
計画の期間	平成27年度 ~ 平成30年度 (4年間)								重点配分対象の該当				
交付対象	三重県, 四日市市, 伊勢市, 桑名市, 鈴鹿市, 亀山市, 東員町, 朝日町, 明和町, 津市, 名張市												
計画の目標	建築基準法の規定に基づく道路の確認・狭あい道路の特定のための指定道路図等に係る作成及びデータベースの構築、運営又は公開(ソフト事業)並びに県内の狭あい道路の拡幅整備(ハード事業)による安全な住宅市街地の形成を図る。												
全体事業費(百万円)	合計(A+B+C+D)	717	A	687	B	0	C	0	D	30	効果促進事業費の割合C/(A+B+C+D)	0	%

番号	計画の成果目標(定量的指標)			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		平成27年度当初		平成30年度末
1	三重県における狭あい道路の拡幅整備実施箇所数			
	計画期間中における狭あい道路整備等促進事業(ハード事業)の実施箇所数	0箇所	箇所	1285箇所

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												H27	H28	H29	H30	H31			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
住環境整備事業	A16-001	住宅	一般	三重県	直接	三重県	-	-	狭あい道路整備等促進事業	指定道路図等の作成等(都市計画区域内)又は狭あい道路の拡幅整備等	三重県						27		-
	A16-002	住宅	一般	四日市市	直接	四日市市	-	-	狭あい道路整備等促進事業	指定道路図等の作成等(都市計画区域内)又は狭あい道路の拡幅整備等	四日市市						259		-
	A16-003	住宅	一般	伊勢市	直接	伊勢市	-	-	狭あい道路整備等促進事業	指定道路図等の作成等(都市計画区域内)又は狭あい道路の拡幅整備等	伊勢市						15		-
	A16-004	住宅	一般	桑名市	直接	桑名市	-	-	狭あい道路整備等促進事業	指定道路図等の作成等(都市計画区域内)又は狭あい道路の拡幅整備等	桑名市						52		-
	A16-005	住宅	一般	鈴鹿市	直接	鈴鹿市	-	-	狭あい道路整備等促進事業	指定道路図等の作成等(都市計画区域内)又は狭あい道路の拡幅整備等	鈴鹿市						140		-

A 基幹事業

基幹事業（大）	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												H27	H28	H29	H30	H31			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
住環境整備事業	A16-006	住宅	一般	亀山市	直接	亀山市	-	-	狭あい道路整備等促進事業	指定道路図等の作成等（都市計画区域内）又は狭あい道路の拡幅整備等	亀山市						14		-
	A16-007	住宅	一般	東員町	直接	東員町	-	-	狭あい道路整備等促進事業	指定道路図等の作成等（都市計画区域内）又は狭あい道路の拡幅整備等	東員町						23		-
	A16-008	住宅	一般	朝日町	直接	朝日町	-	-	狭あい道路整備等促進事業	指定道路図等の作成等（都市計画区域内）又は狭あい道路の拡幅整備等	朝日町						1		-
	A16-009	住宅	一般	明和町	直接	明和町	-	-	狭あい道路整備等促進事業	指定道路図等の作成等（都市計画区域内）又は狭あい道路の拡幅整備等	明和町						53		-
	A16-010	住宅	一般	津市	直接	津市	-	-	狭あい道路整備等促進事業	指定道路図等の作成等（都市計画区域内）又は狭あい道路の拡幅整備等	津市						99		-

A 基幹事業																				
基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
												H27	H28	H29	H30	H31				
一体的に実施することにより期待される効果																				
備考																				
住環境整備事業	A16-011	住宅	一般	名張市	直接	名張市	-	-	狭あい道路整備等促進事業	指定道路図等の作成等(都市計画区域内)又は狭あい道路の拡幅整備等	名張市						4		-	
												小計						687		
											合計						687			

D 社会資本整備円滑化地籍整備事業

基幹事業（大）	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												H27	H28	H29	H30	H31			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
円滑化地籍整備事業	D17-001	地籍整備	一般	三重県	間接	亀山市	-	-	亀山市 社会資本整備円滑化地籍地籍整備事業	面積 0.14km2	亀山市						25	-	
	基幹事業(A16-006)の狭あい道路整備等促進事業に併せ、土地境界情報を整備しておくことで、円滑な道路整備等の促進を図る。																		
	D17-002	地籍整備	一般	三重県	間接	津市	-	-	津市 社会資本整備円滑化地籍整備事業	面積 0.30km2	津市							5	-
	基幹事業(A16-010)の狭あい道路整備等促進事業に併せ、土地境界情報を整備しておくことで、円滑な道路整備等の促進を図る。																		
											小計						30		
											合計						30		

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	H27	H28			
配分額 (a)	58	74			
計画別流用増 減額 (b)	6	3			
交付額 (c=a+b)	64	77			
前年度からの繰越額 (d)	0	0			
支払済額 (e)	64	77			
翌年度繰越額 (f)	0	0			
うち未契約繰越額 (g)	0	0			
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0			
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))	0	0			
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					

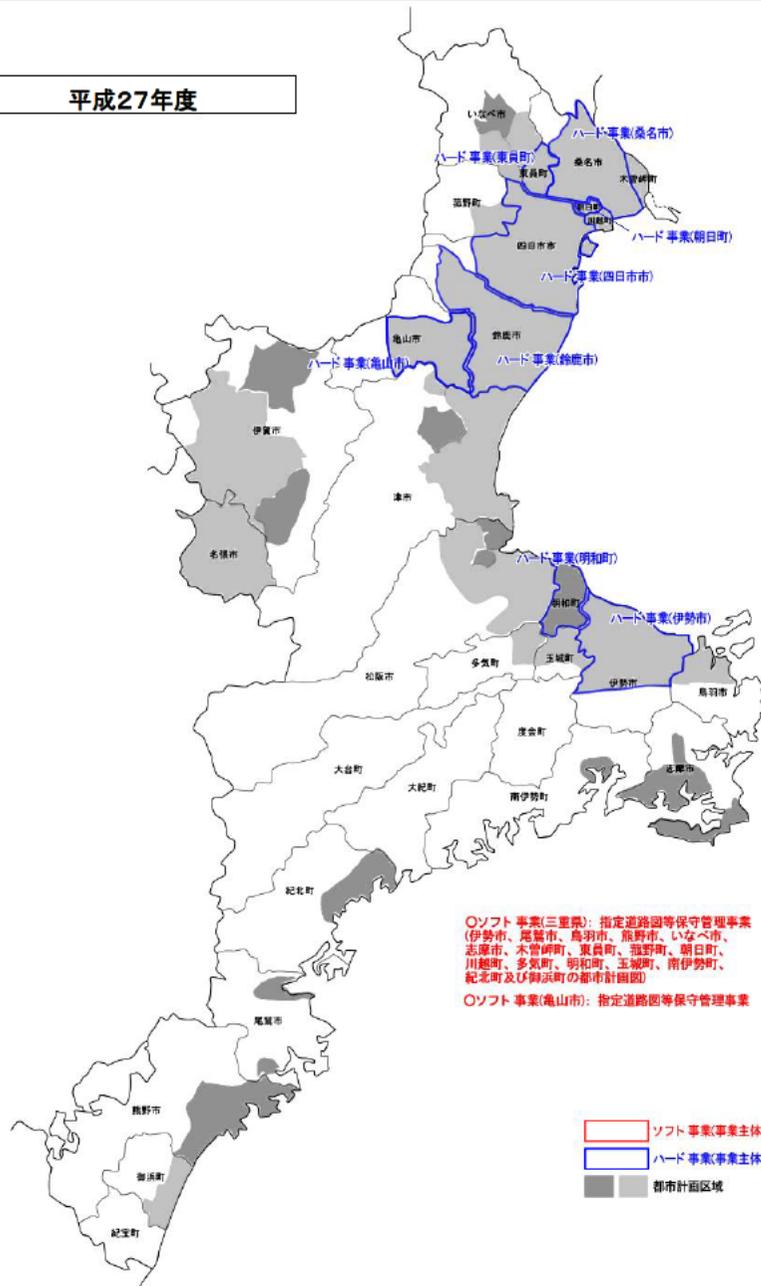
社会資本総合整備計画【参考図面(1)】

平成 30 年 2 月 5 日

計画の名称	三重県における狭あい道路整備の促進のための計画	重点計画の該当
計画の期間	平成27年度 ~ 平成30年度 (4年間)	交付対象
		三重県、桑名市、東員町、四日市市、朝日町、鈴鹿市、亀山市、明和町、伊勢市、名張市、津市

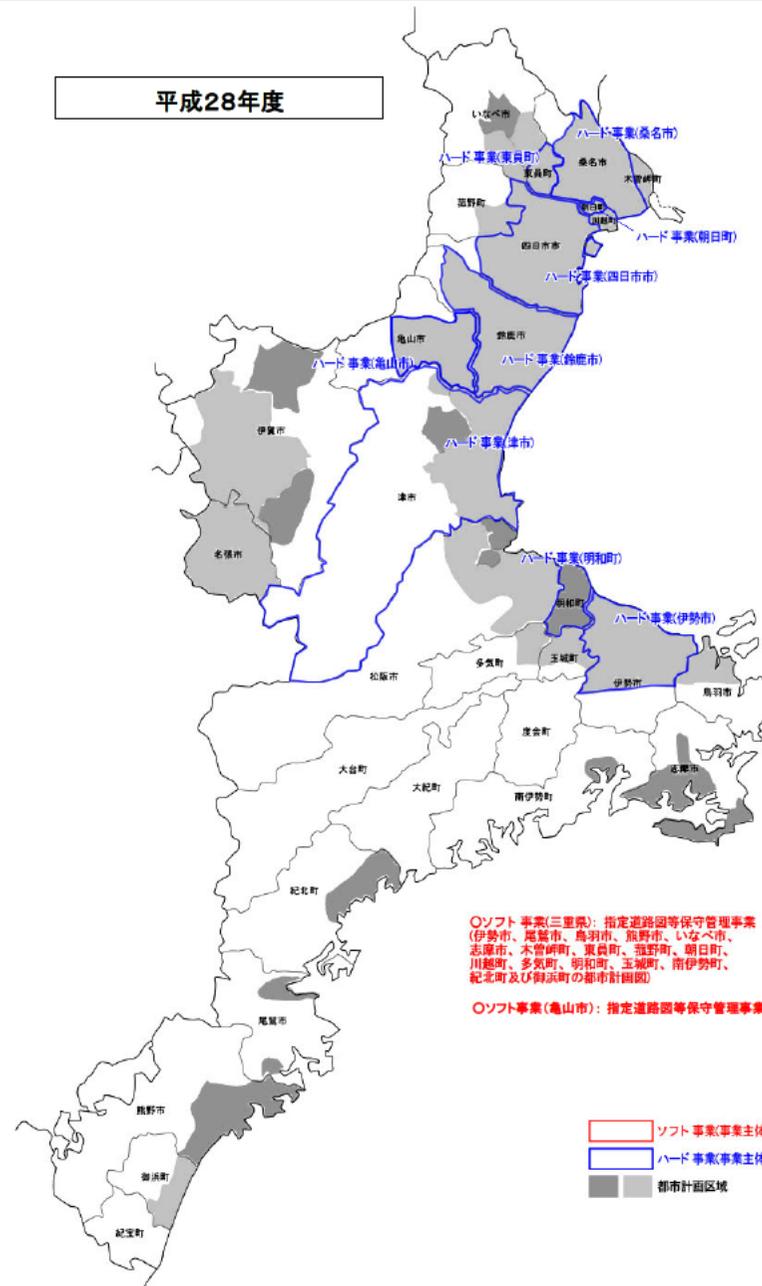
平成27年度

平成28年度



○ソフト事業(三重県): 指定道路等保守管理事業
(伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、菟野市、いなべ市、
志摩市、木曽岬町、東員町、菟野町、朝日町、
川越町、多気町、明和町、玉城町、南伊勢町、
紀北町及び御浜町の都市計画図)
○ソフト事業(亀山市): 指定道路等保守管理事業

ソフト事業(事業主体名)
ハード事業(事業主体名)
都市計画区域



○ソフト事業(三重県): 指定道路等保守管理事業
(伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、菟野市、いなべ市、
志摩市、木曽岬町、東員町、菟野町、朝日町、
川越町、多気町、明和町、玉城町、南伊勢町、
紀北町及び御浜町の都市計画図)
○ソフト事業(亀山市): 指定道路等保守管理事業

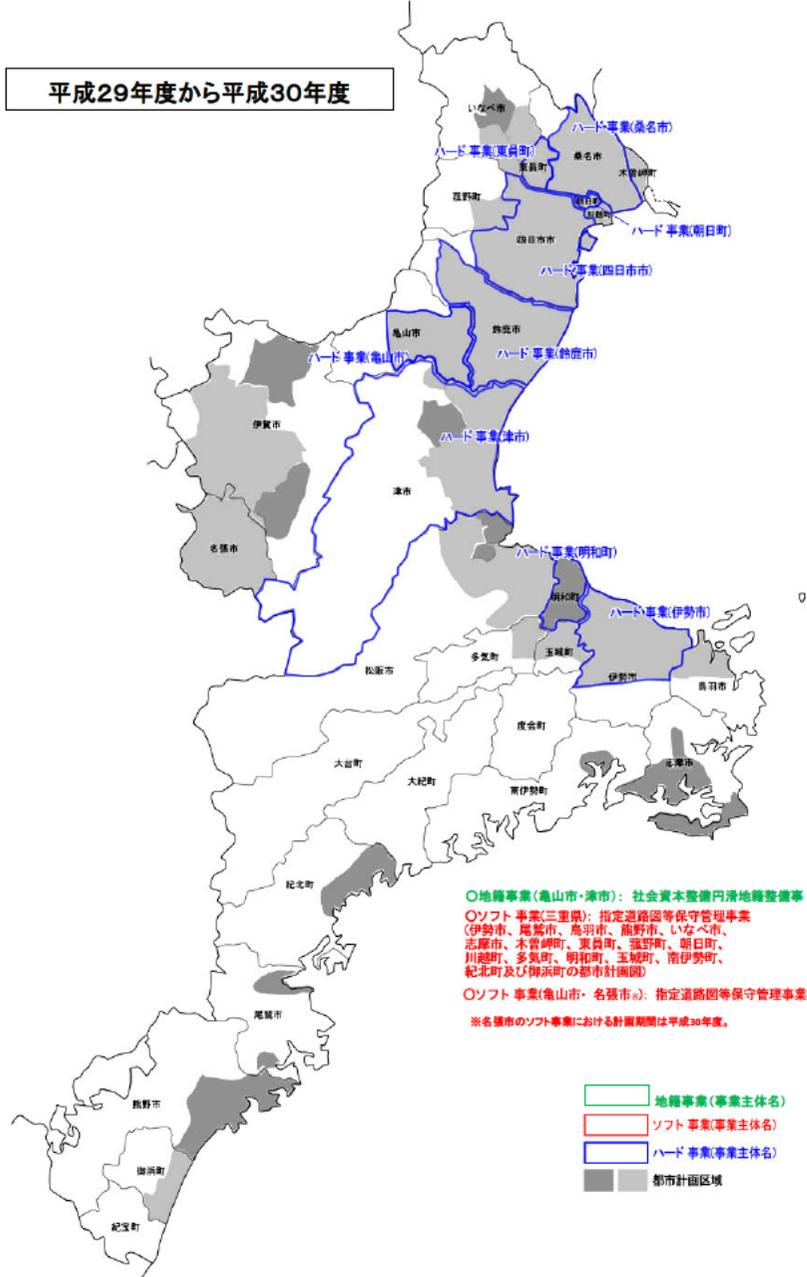
ソフト事業(事業主体名)
ハード事業(事業主体名)
都市計画区域

社会資本総合整備計画【参考図面(2)】

平成 30 年 2 月 5 日

計画の名称	三重県における狭あい道路整備の促進のための計画	重点計画の該当	
計画の期間	平成27年度～平成30年度（4年間）	交付対象	三重県、桑名市、東員町、四日市市、朝日町、鈴鹿市、亀山市、明和町、伊勢市、名張市、津市

平成29年度から平成30年度



○地籍事業(亀山市・津市): 社会資本整備円滑地籍整備事
 ○ソフト事業(三重県): 指定道路等保守管理事業
 (伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、木曽岬町、東員町、菟野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、玉城町、南伊勢町、紀北町及び御浜町の都市計画図)
 ○ソフト事業(亀山市・名張市a): 指定道路等保守管理事業
 ※名張市のソフト事業における計画期間は平成30年度。

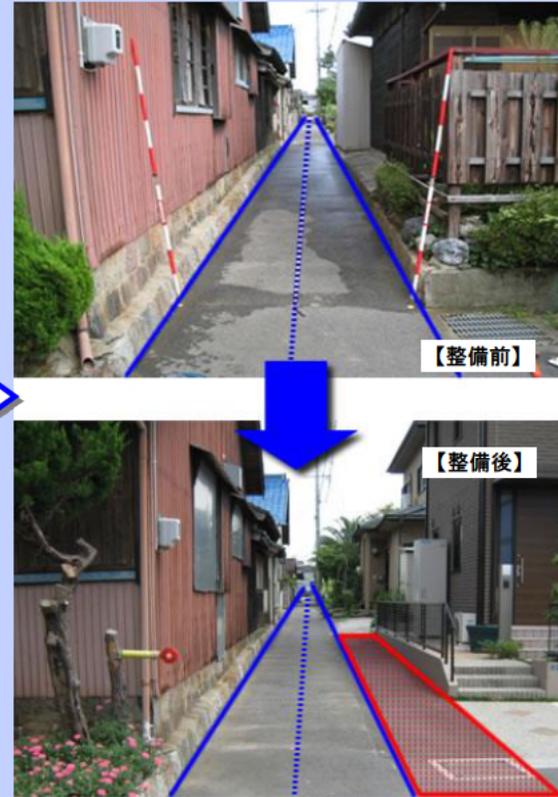
- 地籍事業(事業主体名)
- ソフト事業(事業主体名)
- ハード事業(事業主体名)
- 都市計画区域

計画の名称	三重県における狭あい道路整備の促進のための計画	重点計画の該当
計画の期間	平成27年度～平成30年度(4年間)	交付対象
		三重県、桑名市、東員町、四日市市、朝日町、鈴鹿市、亀山市、明和町、伊勢市、名張市、津市

指定道路図等保守管理(ソフト事業)



狭あい道路の整備(ハード事業)



- 建築基準法の規定によるセットバック用地の取得・道路整備
- 密集住宅市街地の狭あい箇所における道路の整備・改善

基幹事業

効果促進事業

社会資本整備円滑化地籍整備事業

- 狭あい道路の整備とあわせて実施することで当該事業の効果をより高める関連事業
- 測量点の設置・一筆毎の境界測量・面積調査
 - 所有者・地番・地目・筆界の調査、所有者の立会
 - 地籍図(新しい地図)及び地籍簿(新しい登記簿)の作成

狭あい道路拡幅附帯整備事業

- 狭あい道路の整備とあわせて実施することで当該事業の効果をより高める関連附帯事業
- 相当規模の擁壁の移設
 - セットバック部分の一部を含む建築物全体の除却等
 - 民間敷地内のインフラ設備(排水柵、水道・電気設備等)の移設
 - 狭あい道路整備と直接関係しない道路安全施設(表示板、反射鏡等)の設置

